

## 交通事故など（第三者行為）にあったとき

国民健康保険に加入している人が、交通事故など第三者（自分以外の人）による行為で負傷した場合、保険証を使って治療を受けることができます。

しかし、その場合の治療費は本来加害者である第三者が負担するべきものですので、国保が立て替え払いし、後日、加害者にその治療費を請求することになります。

第三者の行為で負傷して、保険証を使って治療を受ける場合は、速やかに住民課にご連絡ください。

### 《第三者行為に該当するのは次のような事例です》

- ・交通事故
- ・他人のペットなどによるケガ
- ・不当な暴力や傷害行為によるケガ
- ・スキー・スノーボードなどの接触事故

### 《第三者行為による事故にあった場合の手続きについて》

- 1 小さな事故でも警察に連絡しましょう。
- 2 保険証を使って受診する場合は必ず住民課へ連絡してください。  
※先に加害者との示談が成立してしまうと、保険証は使用できません。
- 3 住民課へ第三者行為による被害届等を提出してください。  
※届出は法律で義務付けられています。

### 《手続きに必要な書類》

第三者行為による被害届、交通事故証明書、事故発生状況報告書、念書、人身事故証明書入手不能理由書（物件事故の場合）、誓約書（加害者側）

※各様式は町ホームページからダウンロード可能です。

### 《こんなときは国保で治療が受けられません》

- ・勤務中や通勤途中での事故・・・労災保険の適用
- ・不法行為（飲酒運転など）による事故・・・給付制限の対象

#### 【問い合わせ先】

金ヶ崎町 住民課 国保年金係  
電話 0197-42-2111